
令和6年度第11回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和7年2月13日(木) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	安部 寛			
会長職務代理者	13番	山根 祐一	14番	川村 忠幸	
委員	1番	田中 孝幸	2番	東田 輝正	
	3番	明治 良一	4番	岸本 慶子	
	5番	衣笠 指図	6番	横野 俊彦	
	7番	大村 祥一朗	8番	上田 正人	
	9番	大谷 誠一	10番	細田 邦男	
	11番	山本 知司			

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾 寿秋	井上 寿光
	荻原 晴雄	岸本 政明
	横山 茂	猪本 正己
	佐藤 洋一	藤田 榮一郎
	鎌谷 一也	中山 浩一
	保田 公範	公賀 義高
	中嶋 美枝子	

4. 欠席委員 山田 裕人

5. 参考人 ●●●●、代理人 行政書士●●●● (第3条申請者)
鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課普及主幹 山本康典

6. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|-------------------------------|----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 4番 岸本 慶子 | 5番 衣笠 指図 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について | |
| | 3 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用集積等促進計画について | |
| 第6 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 西山 千華子 係 長 尾崎 千穂
主 任 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長	<p>開会（13時30分）</p> <p>本日の欠席者は、山田裕人推進委員の1名です。</p> <p>農業委員 出席者数 14名</p> <p>農地利用最適化推進委員 出席者数 13名</p> <p>定足数に達していますので、令和6年度第11回八頭町農業委員会を始めます。</p> <p>開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。</p>
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、4番 岸本慶子委員、5番 衣笠指図委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが私からはありません。委員さん方で報告がありましたら、よろしくお願いします。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようですので、事務局は報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は14件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。9ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は8件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。13ページをご覧ください。2件の該当事業がありました。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による</p>

議長（会長）

許可申請につきまして審議を行いたいと思います。

受付番号 28-1 について、事務局は説明をお願いします。

事務局

はい、農地法第3条の規定による許可申請審議について。

受付番号 28-1 について説明します。

【議案第1号 受付番号 28-1 朗読後、説明】

土地の所在地 日下部地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 3,347 m²

土地の所在地 日下部地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 381 m²

土地の所在地 日下部地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 2,600 m²

理由につきましては、申請地は以前から譲受人の●●さんが譲渡人の●●さんから借りて耕作をされていた農地です。この度、譲渡人の●●さんから、●●さんの後継者も、今後、耕作する意向がないとのことで、譲受人の●●さんへ譲り渡したい旨相談をされたところ、売買の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在、譲受人の●●さんは、所有する農地や借り受けている農地で主に水稻を栽培しておられ、今回譲り受けられる農地でも引き続き水稻を栽培される予定です。

通作については、自宅から概ね2km程度で問題ないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●さんは、45年程度の農業従事経験がありますし、奥さんやお兄さんも一緒に農業をされ、25年以上農業の従事経験がありますので問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、引き続き水稻を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきましては、2番 東田輝正委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

東田委員

はい。議席番号2番の東田です。受付番号 28-1 の件につきまして、調査報告をいたします。2月4日に譲渡人の●●さんと、譲受

東田委員	人の●●さんに電話調査をしました。●●さんは以前から●●さんに、田んぼの耕作管理を委託されています。●●さんの息子さんも農業する意向がないとのことで、将来、総事等、家族に負担をかける意味で譲渡したい意向で、●●さんが受けるという事で話がまとまったようです。問題ないと思います。以上です。
会長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号 28-1 につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、採決に移らせていただきたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 28-1 について、申請どおり決定とします。 続きまして、受付番号 29-2 について事務局は説明をお願いします。
事務局	はい、受付番号 29-2 について説明します。 【議案第 1 号 受付番号 29-2 朗読後、説明】 土地の所在地 稲荷地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 381 m ² なお、現況地目は田と説明いたしましたが、農地台帳上の現況地目であり、実際は畑として利用をされています。 理由につきましては、申請地は譲受人の●●さんが以前から耕作をされている農地で、この度、●●さんが譲渡人の●●さんへ譲りたい旨相談をされ、売買の話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●さんは所有する農地はなく、申請地のみを耕作されています。今回譲り受けられる農地では、引き続き野菜を栽培される予定です。 通作については、自宅の横であり問題はないと思われます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、譲受人は、30 年程度農業従事期間があり問題はないと思われます。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き野菜を栽培されるということで、周辺地域にお

事務局	ける農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、4番 岸本慶子委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
岸本委員	4番岸本です、報告します。2月2日、●●さんに会いました。この土地は、●●さん宅の隣にあります。草が茂ってくるので、草を刈ったり、植え物をしたりしておられました。2月2日、●●さんに電話確認をしました。売買を了解しておられましたので、問題はないと思います。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号29-2につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号29-2について、申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号30-3に移りたいと思います。 この農地につきましては、取得後、営農型太陽光発電施設を設置予定とのことであります。営農型太陽光発電施設は、パネルを支える支柱部分の農地のみを一時転用許可で設置するものであることから、太陽光発電事業の事業者が営農を行う場合は、まず3条申請によって全体の農地を取得後、4条申請により一時転用許可を受けて事業を実施するものであります。 この度は、栽培される作物が原木しいたけであり、4条許可の可否が営農に大きく影響を及ぼすものであることから、3条申請審議ではありますが、来月以降、申請が予定されている4条申請につきましても、説明いただき、審議を行いたいと思います。 なお、本日、申請者である●●さん、関係機関である東部農林事務所八頭事務所より、ご担当者の方にご出席いただいております。事務局の説明の後、入室いただこうと思います。 では、30-3について事務局は説明をお願いします。

事務局

はい。受付番号 30-3 について説明します。

【議案第1号 受付番号 24-3 朗読後、説明】

土地の所在地 東地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 1,473 m²

なお、太陽光発電施設の設置につきましては、集落、隣接地の地権者の同意は得られています。

では、説明させていただきます。

理由につきましては、譲渡人の●●●●●さんは高齢であるため耕作できず、草刈り等保全管理を行っておられました。この度、譲受人の●●●●●さんから、農地を利用したい旨の相談があり売買することで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件です。現在、譲受人の●●●●●さんは、農地を所有しておられますが、水が来ない状態にあり耕作できず、保全管理を行っておられます。今後、水路改修等が行われた後には、水稻を耕作予定と聞いております。今回譲り受けられる農地では、太陽光発電施設の下で原木しいたけを栽培される予定です。

では、追加資料としてお配りしております資料の1ページ、土地利用計画図をご覧ください。パネル設置に対する、ホダ木の配置図を示しております。3ページから8ページに営農計画書を付けております。4ページの栽培計画をご覧ください。作付面積と植栽密度から計算しますと、こちらの施設の下に、ホダ木約7,000本が置ける計算にはなりますが、土地の地形上、一部ホダ木の置けない農地がありますし、太陽光パネルの下に駒打ち等の作業場を設けられるという事で、栽培本数は約4,000本を予定されておられます。ホダ木は、日本きのこセンターの山林より切り出すことのご了解を得ておられますし、駒菌の購入先も決定されておられます。5ページの営農計画書では、4年を1サイクルとしてホダ木を入れ替え、安定したしいたけ生産を目標とされていることから、農地取得後4年間は、ホダ木を設置されない農地もできますが、営農計画上の準備期間ということで、問題ないと考えます。

ホダ木の仮伏、本伏も取得する農地で行われる予定です。9ページに付けております、知見を有する者の意見書では、散水施設による水分管理を行うことで、自然栽培と同程度は収穫できると考えますとの意見をいただいております。散水については、ほ場内に貯水タンクを設置し、電動ポンプを使ってスプリンクラーで散水されるということです。貯水タンクへの水は、当面、鳥取市内にあるご自宅の井戸から汲んで、申請地の農地まで運搬される予定です。また、寒冷紗やネットにより日陰を作ることで、しいたけ栽培に適した環

事務局	なお、3条、4条とも、許可事案ですので、許可要件に合致しているかという点で、十分ご審議くださいますようお願いいたします。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、13番 川村忠幸委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
川村委員	はい、14番川村、報告させていただきます。事務局の方が詳しい内容で、1ヶ月ほど、この項目につきまして動いていただいております。代理人に、行政書士の●●様っていう方が代理に入っております、その方と電話で、2月5日10時に確認させていただきました。
	その時には、営農・栽培を行うと。太陽光発電を行い、その下で原木しいたけの栽培を行うと。しいたけ栽培に関しましては、●●●●●の●●●●●先生に指導いただいているというような形でご報告いただきました。ただ、第3条であれば、ここで譲渡するかどうかという問題だけになるんですけど、第4条になりますと、やはり営農のための施策に妥当性があるかということが、非常に問題視されるという点から、県の方のご意見もいただきながら、現地を見たりしております。個人的には遊休農地でありますし、地域計画外の土地でございます。そういう意味合いからいけば、新しい農業としての工夫がうまくいけばいいのかなと思いますけれども、ただ原木しいたけで、その栽培がうまくいくかいかないかっていう問題が大きくクローズアップされておまして、その時に最終的に出てくるのが、施設の撤去という問題が出てくると思います。
	うまくいかなかった場合は、施設の撤去。投資には結構金額がかかると思いますので、その辺をきっちりご本人に確認していただいたり、説明いただいたり、県のアドバイスなんかもいただいた中で承認するかしないかっていう。3条が通れば4条っていうことになりますので、皆様のご意見を、非常に今回はいい勉強になると思いますので、審議していただいて、意見をいただいて、ご判断をしていただくことが大切ではないかなというふうに考えております。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。それでは、申請者の方に入室していただいて、事業計画等の説明をしていただきたいと思いますので、事務局はお願いしたいと思います。
	（申請者入室）

●●氏

やはり、こういうのは仲間作り、仲間が一番大切だと思いますので、いろいろ今後進めていく中でも、いろんなノウハウを皆さんからいただくことにはなるとは思いますけど、まずその原木を今年度の春以降ですね、一緒に切りに行けば、10数年前は1本200円だったものが、今400円ぐらいということで、こちらの奥の●●●の林業の会社なんかの前にも400円というプライスボードがあって、それを1,000本、できたらもっと規模は増やしたいんですけど、入れていって、すると収量がどれだけ上がるのかな、ちゃんと利益が出るのかなっていうのがあるかと思しますので、やはり原木の値段というのは一番ファクターが多いかというふうに思しますので、そうやって一緒に切りについて、原木を安く入手さしていただいて、そしていろんな栽培のノウハウいただきながら、この計画を成功に導いていけたらなというふうに思います。

あとは皆さんの方から何か聞きたいことがあれば、ご質問いただければと思いますが、とりあえず私の方からの説明は簡単ですが、以上とさせていただきますでしょうか。

議長（会長）

今、申請者の方からですね、事業計画について説明がありましたけれども、皆さんの方で何かご質問があればお聞きしたいというふうに思います。鎌谷委員。

鎌谷推進委員

ソーラーシェアリング、営農型太陽光パネルという事は、大賛成です。どんどん進んでいくべきだと思いますけれども、ただ、全国的には、やはり基準をクリアしていないということで、かなり行政が規制をかけてる県もあったりするし。そういった中で、多分、所得は8割確保せんと駄目だっていう基準があると思うんですけども。

原木しいたけで8割確保できるか、そここのところをもうちょっと、十分詰めるべきではないかという感じがしております。

私もしいたけは作っておりますけれども、しいたけは2年目からではなく、1年目から採れるし、それから、1,000本で売上は30万ちょっとぐらいしかないかなんじやないかと思うんです、実際。それを、原木が400円もかかったら、1,000本で40万円です。仲間作り、将来設計はいいと思うんですけども、本当で、指摘してあったように経営が駄目になって、撤去という話になるかどうかは別ですけども、行政としては、8割の所得を確保してないじゃないかと指摘されるということになってくると、後々問題になってくるし、これからソーラーシェアリングを進めようとするときに、悪い事例と言ったら語弊があるけども、そういった時に水を差すことになりかねないから、大賛成ですけども、もう少し収支計画等は検討され

鎌谷推進委員

た方がいいじゃないかと思えます。原木しいたけ以外の作目も検討された方がいいかなという感じがせんでもない。

しいたけの経営はそんなにうまくない、正直言って。我々、山から木を切ってやっておるけれども、そんなに。元々、最低賃金でしているような状況ですから。本当で通常の所得の8割確保ができるかどうか、若干疑問に思っております。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。●●さんの方から、この件につきましてどのように対策を考えておられるか、説明の方を、よろしくをお願いします。

●●氏

はい、確かに所得8割ということでは難しいと思うんですけど、ただ8割っていうのは収量っていうことで考えてますんで、売上云々は二の次って言ったならあれなんですけど、8割の収量が確保できるのかなというふうには思ってます。あとはそれをどうやってお金に繋げるかということであるかと思えますんで、その辺は温かく見守っていただければなと思えます。

●●氏

鎌谷さんのおっしゃるとおりですね、自然栽培の経営状態が非常に悪いというのはそのとおりです。昭和59年をピークとしてですね、生産者の数からいっても、もう20分の1位になっていて、その根底にあるのは、いろんな問題がありますけれども、やっぱり長期にはやっぱり外国産のものとかもあります。もう一つは、ホダ木の問題から言うと、福島原発の事故があつてですね、日本最大の原木供給地だった福島から途絶えてしまった。その後で、各市町村や県が補助金を出すたびに、その補助金が上がった分だけ、ホダ木が上がるみたいなことが繰り返されていて、非常に苦しいところがあるというのは現実だと思いますが、ただ今回は、しいたけだけをやろうと言ってるわけではなくてですね、しいたけだけだったら赤字になるかもしれないけれども、それを太陽光設備の下でやることで、売電収入と合わせて収入を確保したいという計画だということをご理解をいただきたいと思えます。

フィットがなくなりまして、太陽光だけでも食べていけないと思えます。しいたけも非常に苦しい。でも二つを同じところでやることで、何とか収入を二つを合わせることで農業経営を安定させ、サステナビリティを獲得できるんじゃないのかなというふうに思っております。

鎌谷さんのおっしゃるとおり、調べれば調べるほどしいたけ大変なんですよ。十分わかってるんですけど、じゃあ、そのまま何もしないのかっていうことよりも、新しい試みですけどもこういう形

- 氏
で売電収入を上乗せすることで農業経営を安定させたいというのが今回のプランの根底にあります。
- 議長（会長）
はい、今、説明がありましたけれども、何か、この件について、はい、公賀委員。
- 公賀推進委員
公賀です。先ほど、水の関係が、しいたけにはものすごい影響してくると思っております。説明では、トラックで水を持ってくるとのことみたいですけれども、軽トラックしか持っておられませんので、多分500リッターのタンクか何かで持ってこられるんだと。500リッターの水が、スプリンクラーでかけた場合、何分もつのかな、多分10分ももたんでしょう。
最初は、1,000本ほどですので、何とかなるのかもしれませんが、1年越すごとに1,000本、1,000本で、最終的には、7,000本ということみたいです。まず、水が100%足らんというふうに思います。現地では、水路も通つとるんです。それも量がどうかという程度の水ですので、しいたけ栽培で、本気で7年も8年もされるつもりであれば、井戸を掘るべきだと思いますし、井戸を掘らな間に合わんというふうに思います。先ほど言われたように、営農で損しても、ソーラーパネルの方でフォローするというような話がありましたけれども、それならここでする必要ないんじゃないかな。ソーラーだけで儲かる方がいいんじゃないかなというふうな感じを受けました。
それともう一つ、●●さんが言われましたけども、原木の確保が非常に難しいというふうに思っております。その解決を、目処もたわずに、1年ごとに渡り歩くような形であれば、その労力だけ大変なことになるというふうに思いますので、もう一度検討された方がどんなでしょうか、という私の意見です。以上です。
- 議長（会長）
はい、ありがとうございます。今、公賀委員の方からありましたけれども、水の関係でありますけども、それに対してはどのように思われますか。最終的には4,000本ホダ木ですね、対応ということになりますので、その対策はどういうふうに考えられるのか、説明の方よろしくをお願いします。
- 氏
はい、おっしゃる通りホダ木の確保、安定的な確保、低廉な価格での確保、そして乾燥対策、水の問題ですね。おっしゃる通りだと思います。ホダ木の方は、何とかこれから走りながらも確保していくということであるかとは思いますが。そこまでしか、今のところお答えしようがありませんが、水の方はですね、運搬、確かに

●●氏

どれぐらいの水を持っていけば、それで散水して何分持つかっていうところまでは、まだ実際、やってみたりはしてないんですが、もう一つの方法で、浸水っていう方法があるっていうのも、今回聞きました。ですので、プール型に溜めといて、そこに順に浸けていってやっていくという方法も併せてやれば、何とか水の問題は乾燥対策クリアできるんじゃないかなというふうに思っております。

議長（会長）

4,000本をプールに入れるという事ですか。サイクルで。

●●氏

いや、一晩ずつ順繰りに、何十本かずつをプール型の容器につける。今は、軽トラックしかないですけども、軽トラクレーンというもので2、300キロ吊るせるようなものがありますので、それをゲージに入れたような原木運ぶものに入れて浸けるっていうようなことで、できるんじゃないかというふうには思っております。

議長（会長）

はい、鎌谷委員。

鎌谷委員

反対をするわけじゃない。整備がどんどん進められるべきだと思っております。ただ、ちゃんとそこはもうちょっと詰めんちゅうと、結局、しいたけを辞めるっていう訳にはならん。継続していかんちゅうと、太陽光発電の収益がそちらに回ってしまって、何をしとるかわからんということになって、辞めたということになりかねんと、わしは心配しておる。今の話で、確かにこれまでも、浸水してしいたけを作るっていうのは、結構、八東の辺でもやっとなし、もうこれ施設設備もいるし、労力も大変。そういった状況であるんで、何があってもするでっていう気持ちでやられとったら構わんと思うけど、ただそのときに、収益が8割あがってないからいけんじゃないかと県に指摘される。そこは、県と一緒に詰めて、失敗してでもこうだということが言えるようなことまで詰めてからじゃないと、少しなんちゅうかな、収益が出てないような状況で、収支計画出ないような状況で進められたら心配だと、僕は思います。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。ちょっと県の方にお聞きしたいんですけど、その8割っていうのは、どこを基準にした8割で動くわけでしょうか。ちょっと説明お願いできますか。

売電を含む、それとも農産物で8割ですか。ちょっとお願いします。

県担当者

一応、太陽光発電の下での就農の単収8割以上が原則ですが、ただ、今回の場合は遊休農地ということですので、当初の許可の時に

県担当者	<p>はそういう単収8割という基準は、設けられないので、必ず8割上げないといけないというわけではございません。</p> <p>ただ、更新するときには、今度は、そこは今もう遊休農地ではなくなっている、普通の農地だという、この第1種農地だということになりますので、更新の時には、その単収の8割以上っていうところを基準に、更新の許可のときにはなります。</p>
議長（会長）	<p>その8割は、農産物で8割ということですか。</p>
県担当者	<p>農産物の単収です。</p>
議長（会長）	<p>はい。ということですね。はい、上田委員。</p>
上田委員	<p>参考にお聞きしたいんですけども。しいたけに、種駒を打ち込みますね、打ち込んでか何年目ぐらいから、しいたけが出てくるんですかね。かなり時間が掛かるんでしょうか。</p>
●●氏	<p>2年っていうふうに、スクールでは習いましたね。</p>
上田委員	<p>はい。それとね、こういう太陽光発電の下にしいたけの原木を入れて栽培されてるところがありますか。</p>
議長（会長）	<p>はい、ちょっと説明の方お願いします。</p>
●●氏	<p>2年前に●●●で8,600㎡のですね、太陽光の下で原木しいたけを作って栽培を開始したところがございます。それも私サポートさせていただきました。</p> <p>やってみて何が良かったかというと、やっぱり、働いてる方が楽なんですって。やっぱりしいたけってというのは、山間部の傾斜地に行く。軽トラで近くまで行って、重たいホダ木を持って上がって、何年かして出なくなったらまたそれを回収するという作業がですね、平らなところで、しかも整地したところでやるので、機械を使ってですね運搬車を使ってやれるので、今までは鎧組みしかできなかったものが、十文字に組んでいけて、生産性も高いというのがここ2年間ぐらいやってきて非常にその太陽光の下でこんなにいいのかというふうにそこでやっている農家の方は思っておられます。</p> <p>さっき鎌谷さん、1年目の後半ぐらいから出始める。それもあって、しいたけカフェを作ってですね、今度そういう開業して多目的経営に乗り出そうというふうにしているところです。</p> <p>それともう一つ、8,600㎡ですと1万本ぐらいホダ木がいるんで</p>

●●氏

すよ。でも困ってしまって、●●●とか県とかも行ったけども、いいアイデアがなくてですね、すごい疑問に思ったのが、何で畑に柿木植えていいのに、漆植えていいのに、クヌギ植えちゃいけないんだらうと思って明確な答えが出なかったんですね。

東京行ってきたんです。東京の農林水産省に行ってきて、農村計画局に行ってきたら、肥培管理をきちっとやってくださいと。林みたいにならずに植えばなしじゃなくて、計画性を持って5年経ったら全部伐採をして、それをホダ木にするというような形で、肥料をやって栽培をするのであったら、それは日本でどこにもやってませんけども、新しいしいたけ栽培の形として農家さんが自分でホダ木を確保するというのは面白いと思いますねっていう話をされたので、そこの今やってる方に紹介をしたところ、●●もずいぶん遊休農地が多くてですね、一種農地であったり、いい農地なんだけれども、なかなか耕せない所にですね、肥培管理計画を作って、市の方の話もしながら、来年ぐらいからそこで植えてですね、5年間ずっとやって切って、また5年間という形で巡回型のホダ木の、これはまだ植えてませんからね。うまくできるかどうかわかりませんが、そういう実験もやろうか、やろうというふうにしてまして、●●の方は非常によく回ってます。もうだから、その収量は全然違うと言ってました。もう、とにかく、全然たくさん置けると。もう重たくてしんどかったら、こんなに楽なのか、機械でうまく持ってったら、いうふうに言われておりました。

事務局

はい。●●の農家さんにつきましては、元々がしいたけ栽培をしておられる農家さんで、経験年数も20年ぐらいあると聞いております。その農家さんが、平地での太陽光発電の下で、しいたけ栽培をしておられるという状況でのお話でよろしいですか。

●●氏

いえ、違います。元々は、彼はアイデアマンでね、国連大学とか国際海外協力隊とかに行っていて、コロンビアに行っていて、コーヒー豆の周りでできたやつが、荒廃になっていたんで、それでキノコ栽培をやって、環境問題をずっとやってた人です。

●●に来てから、●●●●●●●●●●で研究された後には、●●の温泉水を使ってですね、ヒラタケとかシメジとかそういった栽培を取り組んで、特にですね、キクラゲ栽培がものすごくあたって、●●●●●さんと専属契約も結んで、数千万の売上上げてたんですけど、コロナ禍でダメになってしまった。その、20年もきのこをやっている方ではないです。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。今は、しいたけの関係で話をして

議長（会長）	おりますので、その内容に合わせたところでお願いします。
●●氏	ごめんなさい。今言っているように、20年間しいたけ農家をやったベテランだっていうのは、間違いだと。しいたけを取り組み出されたのも、原木しいたけに特化されだしたのも、コロナ禍の後ですから。
議長（会長）	はい、分かりました。そうしますと、岸本推進委員。
岸本推進委員	すいません。2、3聞きたいんですけども、井桁を組むというのは、井桁の高さは何センチぐらいかということと、真夏が今40度近くある。その下は、何度位かということ。さっきから原木の事がたくさん出てくるんですけども、鳥取県は急傾斜地ばかりなんですね。そこで原木を取ろうと思ったら、相当大変なことっていうか、滑車とかそういうものを使って出さないと出せない。それで諦めた生産者がたくさんいらっしゃるんですね。●●、確かにあります。ただものすごい、やっぱり急傾斜地です。それを出すには、それこそ今400円って言われたんですけども、一本当たり。●●●●●●●●で、今、750円です。自分で切って400円だと思うんですけども、それを切って出すとなると、もっと高くなるんじゃないかなと思います。もう一点、それから1年目ですけれども、多分、形成菌だと思うんですけども、これ2年目は、たぶん3割ぐらいしか出ないんです。1年で5割、2年で3割、あと3年、4年で2割。ただそれだけ置いて、それを今度、廃ホダをどこに置くかっていうことですね。非常にこの辺も、やっぱり邪魔になるんじゃないかなと思って。その辺をちょっとお聞かせください。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。回答をお願いしたいと思います。ホダ木ですね、廃材の対応、それとその木の高さ等ですね。
●●氏	まず井桁をどれぐらいで組むかですね。とりあえず持ち上げられるぐらいということで1m50ぐらいで考えて、今のところは思っております。 あとは、ホダ木の入手ですけど、750円というお話もありましたけど、●●●●さんが去年だったかな、プライスボードで400円を出されてたのがあったということですけど、早々と年明けは売ってしまったということで、話を聞いてみて、今年のまた10月ぐらい、今年も山に入って切る計画がある中で、ホダ木になる木があれば、そこで調達できるかどうかは、何本なるかはわからないというお話で、ただそんなに物価がいきなり上がるわけじゃないから、その時

●●氏

も400円だろうというお話をいただいております。

あと最初に申し上げたように、●●●●●●の方から一緒に山に入ればと、1,000本ぐらい欲しい、数はあるのかって聞いたら、それは一緒に入ってみんなで切って分けるっていう格好だけど、それ位は十分分けてあげるよっていうお話をいただいております。

議長（会長）

はい。ありがとうございます。他に皆さんの方で何か質問等があったら。

岸本推進委員

温度は。

●●氏

温度ですね。とりあえず学校で習ったのは35度以上にはしちやいけんちゅうことで、今、スマート農業とかもあって、センサーでずっとリアルタイムで知らせるような仕組みもあったりするから、いずれはそういうのを導入できたらなんですけど、それを保つよっていうことで、さっき浸水のことも、ちょっとそれ大変だろうと言われましたけど、近所の方にも原木しいたけ栽培されてる方がいらっしゃって、設備が●●にプールが、ちゃんと浸けれるような施設ですかね、そういった設備があって、ユニック付きの2tトラックも持ってやっておられる方があって、そういう方に頼んで持ち出して浸水して戻すというような、いくらかかるかの問題、いくらお支払いするかということも出てくるとは思いますけど、そういった方法も絡めて何とか乾燥対策というか、そっちの方はやっていたらというふうに思っております。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。井上推進委員。

井上推進委員

すいません、ちょっとお尋ねしたいんですけども、先ほど委員の方からもあったんですけども、事業否定するもんじゃないんですけども、計画書の中には、収支の面とかっていう部分が、公表できない部分もあるのかもしれませんが、これではわからないということがあって、お尋ねするんですけども、まず一点目は太陽光の収支ですね、多分10kW以上の金額ですから、20年間ぐらいの固定買取制度の中に入るんじゃないかと思うんですけども、今ものすごく単価下がってるんですよ、買取価格自体。投資をされる金額は、多分1,000万超えぐらいの、もっと上かもしれませんけども、経費がかかって、本当言うとその出した経費プラスアルファぐらいの売電収入を得られんと投資する目的はないんじゃないかなっていうふうに感じるんですけども、まずはそのあたりはどうなのかというのが一点。それから、先ほどありましたけども、原木しいたけ

井上推進委員

の収支計画っていうのがね、当然、県の職員さんもおられて、実態をよく知っておられて、大体どれぐらいのホダ木の数があれば、これぐらいの収益があって、こんだけ経費がかかって、収支トントンなのか、赤字なのかっていう辺りが示されるんじゃないかと思うんです。

最初から黒字経営になるとは思っておりませんが、将来的にここにも10ヶ年計画ぐらいの原木の本数は示されてるんですけども、これに係る収支っていうのは示されてなくて、本当に経営として鎌谷さんからありましたように、成り立っていくんかどうかっていうあたりがですね、非常に心配だなというふうに思うんで、そのあたりについてどういうふうにお考えなのかちょっと教えていただければと思います。

議長（会長）

●●さん、どうぞお願いします。

●●氏

収支につきましては、農業委員会さんにはちょっと10年の収支は出させてもらってるんですけど、細かい点はともかく、今の申請、だんだん買取価格は下がってますけども、10年ぐらい前からの分がありましてですね、収益的には確かに上がりますから、そっちの方は大丈夫です。ただやはり、農業とソーラーはそれぞれ分けて、単年度収支なりでということは考えておりますんで、農業の方で赤字が出るようなことは、それはあってはならないかなと思っておりますので、その点は石かじりついてでもやろうとは思ってます。ただ先ほど、8割の維持っていうので、これ規制緩和もちょっとあって8割維持が絶対ではないという話もありまして、その辺はありがたい、いい話なんですけど、出来たしいたけっていうのをですね、またいろいろ地域に還元とかできたらなと思って、収穫時期には収穫祭みたいな、集落の子供たちを呼んで、そういった収穫体験というか、そういったこともしてもらおうようなイベントもできればなと思います。あと子ども食堂、市内たくさんありまして、そういったところに持っていければいいかなっていう思いもあります。

目的としては、そういった子ども食堂の活動を助けたいっていう面と、やっぱり需要の拡大ですね、やっぱりね、しいたけ嫌いな人が多いと思うんですよ。だからそういう面でもしいたけを小さい頃から食べるようになってもらって、いずれは需要拡大に、大人になっても食べてくれるような需要拡大に繋がれないかなっていう思いもあります。ちょっと青臭い話ですけど。そういったところを考慮しております。よろしいでしょうか。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

議長（会長）

先ほど、ここに2トラック等を入れて、ホダ木を搬出させるということなんですけれども、ここちょっと、今、現地でも見ていただいた中では、2トントラックが入るような道ですね、あるかどうか、軽トラがやっとの道路しかないんじゃないかなということをお聞きしてるんですけど、その辺はどのようふうに考えておられますか。
ここの敷地に行くまでの道路確保ということは。

●●氏

図が出てますけど、県道から入る道が3mありますので、ちょうど敷地内までその道路が南側繋がってますんで、その点はちょっと坂道にもなったりして、面倒な進入路ですけど、十分な余地はあります。

議長（会長）

はい。わかりました。他に皆さんの方で、何かご質問がありましたら。川村委員。

川村委員

はい。県の方に聞きたいんですけれども、先ほど●●の話も出たんですけれども、営農型で原木しいたけで成功してる事例ってありますか、ということと、営農型で原木しいたけ以外で、成功している事例っていうのはありますか、ということをお教えいただきたい。原木しいたけにこだわる必要もないかなど。他のもので攻めてはどうなんですか、成功している何か。いろいろな皆さんの意見を聞きますとそう、原木しいたけってほんまに難しいんだなというふうに考えまして、それなら原木しいたけで攻めるんじゃないしに、他の成功事例のもので攻める方法ってどうなんでしょうかねっていうふうに、今、本当に今日、判断しなければいけないんでしょうかね。

議長（会長）

県の方、説明をお願いします。

県担当者

すいません。私、県内各地のことを詳しいわけではないんですけれども、しいたけ栽培自体はしているところは、先ほど言われた、令和5年に許可を得られたところがありますし、あと中部の方でも、しいたけ栽培で許可を取っておられるところがあると聞いております。

ただ、成功しているかどうかまでは、確認しておりませんので申し訳ございません。あと他の種類については、どれが成功しているかというのは、営農型ですごく成功している事例というのは、あまり、よくわかっていないんですが、きりん草を栽培しているとか、榊にトライしたというような話を聞いたこともあります。すごく成功している事例というのは、まだ調べてないです、すいません。

議長（会長）	はい、ありがとうございます。
川村委員	<p>言いますのは、私達も稲の事だったら僕は分かるよとか、原木しいたけすると言っても、更新したら8割とか言われるじゃないですか。8割、8割ができなかったり、波があったら指導が入るわけですよ。</p> <p>指導が入ってうまくいかなかったら、撤去っていう話になるんですよ。最悪ね。それなら、やったことに対して全てにもったいないじゃないですか。もう一つ心配なことがあるんです。こういうソーラー立ちましたよと。遊休農地、結構ありますよね。そういうのをみたら、あそこに建ってるじゃないか、やれるんちゃうか、ぼんぼん、他の方もね出てきたりして、それが撤去もされずに残ってしまうとか、というような最近世の中、詐欺っていうかおかしい状況もあるじゃないですか。だから、県の方の全国的に見てこうだよとかいう意見はいただきたいなと思いますね。</p> <p>ここにいらっしゃる皆さんに、今日この質問に対して賛否を問うというのは、僕はまだ我々自身が勉強不足なんですよ。今日のご回答いただいても、こうしたいああしたいとかいうことでね、具体性もちょっと欠けるんじゃないかと、やるなら成功する、やるなら鎌谷さんみたいに成功するという、やっぱり事前に持っていけば新しい農業っていうのが見えてくると思うんですけどね。</p> <p>その確信が欲しいですね。県の方のご意見。</p>
議長（会長）	はい、ありがとうございます。これについても、県の方もまだこれからのことだと思いますので、一応、川村委員からの要望という形で受け取っていただけたらというふうに思います。はい、鎌谷委員。
鎌谷推進委員	僕、どっちかっていうと、営農型ソーラーシェアリング、原木しいたけ、やりたいと思っているくらいで、成功してほしいんです、それは。ただもうちょっと、収支なども含めて、検討していただいたらありがたいかなという感じで。別に全然反対ではないんですけど。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。それぞれ思いというものもあると思います。他に皆さん、●●さんにお聞きしたい、ご質問したいというような意見がございましたらお願いしたいと思います。上田委員。
上田委員	上田です。太陽光発電の下にホダ木を入れるっていうのは、されればいいと思います。どれだけ上がるか。それからやっぱり何度も

上田委員	言うんですけど、農業で生活ができるような仕組みをね、ブランド作りとか、八頭町はこれがブランド、これがあるからやれるというふうな作物を作るとか。そういうやれるブランドを作っていく、そういうふうに思います。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。他にご意見等がありましたら。他にご意見はありませんでしょうか。皆さんの方のご意見を伺いましたので、ここで内部的な検討に入らせていただきます。そうしますと、申請者の方は退室をお願いできますでしょうか。
●●氏	はい。どうもありがとうございました。 (申請者退室)
議長（会長）	はい、ありがとうございました。皆さんの方から、いろいろ意見をいただきました。農業委員会の方はですね、個人の収支というところは内容的にですね、精査する場所ではございません。 一応こちらの方では農地法第3条に基づくですね、全部効率利用要件、それとですね、それぞれの農地の継続性というものをですね、協議の中心に移さしていただきたいなと思います。皆様の方からですね、それに対してのご意見等いただきたいというふうに思いますので、一つよろしくお願いします。 はい、大谷委員。
大谷委員	今回は所有権移転についての議決ですが、次に一時転用がかかってくると思うんですけど、一時転用は議決案件ですかね。
議長（会長）	はい、そうです、事務局、お願いします。
事務局	同じように、4条の申請を受けて審議します。これは、余談かどうかわかりませんが、●●さんは4条の申請が通らなければ、3条申請もなかったことにしたいという意向を持っておられます。
大谷委員	それもありですか。3条は賛成だけど、4条は反対するはあるのかなと。
事務局	そうになってしまうと、結局、3条は取り下げしたいと。
議長（会長）	事務局が確認したところ、そういうふうなご意見があったようであります。

事務局	そういったこともありましたので、4条も含めて、今回説明をさせていただきますところもあります。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
大谷委員	所有権移転の議決の際に、好きとか嫌いとかって話じゃなくて、やっぱり妥当かどうかという判断になると思うんです。今回の場所は遊休農地で、遊休農地でほっとかれるよりは、何か活用、有効活用された方が景観的にもいいだろうと思うんですけど。収支は、農業委員会で判断するべきものじゃないってということなんですよね。
議長（会長）	そうです。
大谷委員	はい。けど説明の中では必ず、資力の要件がありますよね。
事務局	それは、4条とか5条で、建物を建てる資力があるかどうかというところですよ。
大谷委員	途中で頓挫しないかという話ですよ。
事務局	転用かけたのに、何もせずに残らないかということで、確実に、例えば太陽光発電施設を建てられる。計画したのに、予算がなくて、転用しても、何もせず終わってしまわないようにとういことの資力。3条ですので、農地の全部効率利用と農業の継続の確実性、地域との調和というところが、3条のポイントかなと思います。
大谷委員	はい、分かりました。確認です。
議長（会長）	他にご意見がある方、はい、猪本推進委員。
猪本推進委員	すいません、推進員の猪本です。最近ね、よく聞く話なんですけども、途中で景気が悪くなって辞められて、最終的には太陽光パネルですか。あれを全部置いていて、辞める業者があるわけですね。そのときにね、そのパネルの始末を誰がするんですかという話をすごく心配してね。儲かっていけば、どんどんすればいいんですけども、小さくて本当に儲かるもんだか、その辺がまた未定で、やっぱりああいう太陽光パネルですか、これの処分をね、きちっと後始末をして、辞めるだったら辞めるように持っていかないと、残ったら誰がするんですか処分をいうことになりますのでね、それをきちっと話をした方がいいと思いますけれども、以上です。

議長（会長）	はい、ありがとうございます。事務局の方から何か説明があれば。
事務局	太陽光パネルの設置につきましては、今お話がありましたとおり、事業をやめた後にそのまま放置されているという事例が増えておりまして、今現在、国の方でも、売電収入のうちから撤去費用を差し引いて積み立てるような制度もできております。 今回の申請者の方につきましては、撤去費用の見積もりもいただいて、その資力はあるというところは確認をしております。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
猪本推進委員	はい、わかりました。
議長（会長）	他に皆さんの方からご意見等があればお聞きしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見がないようですので、採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（挙手多数）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 30-3 について、申請どおり決定といたします。 以上で、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号 8-1 について事務局は説明をお願いします
事務局	はい、農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号 8-1 について説明をします。議案書の2ページをご覧ください。 【議案第2号 受付番号 8-1 朗読後、説明】 土地の所在地 船岡地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 991 m ² 資料については、議案書の3ページから9ページに付けています。

事務局

場所については、議案書の3ページから4ページに図面を付けていますが、下町集落の西に位置する農地になります。土地利用計画図は6ページに付けています。

転用理由につきましては、自宅及び現在の店舗近くの農地に事業所を移転したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の残高証明書及び融資証明書により確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側・西側・北側を田、南側は町道であり隣接地の同意は得られています。

また、雨水は雨水枡で既設の農業用排水路に放流し、汚水は公共下水へ接続します。

日照、通風についてですが、隣接農地と十分に距離をとっているため影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきましては、13番山根祐一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山根委員

はい13番山根です。8-1につきまして事前調査を行いましたので報告させていただきます。

まず、1月31日に譲渡人の●●さんにですね、電話で確認をいたしました。譲渡することにつきましては、間違いありませんという回答でありました。2月6日に●●さんに直接電話をしてお尋ねさしてもらいましたが、現在、自宅におきまして、菓子の製造販売を行っているという状況のようであります。本格的に住宅兼店舗を構えまして、営業しようというものであります。

店舗はどのようなものかと申しますと、喫茶コーナーを備えて、

山根委員	<p>菓子の製造販売、および住宅兼、店舗ということで、工事につきましては、造成工事の前にですね、埋蔵文化財の試掘調査を1ヶ月ぐらいかけて行いまして、農業委員会の転用許可があり次第、造成にかかるということでもあります。</p> <p>造成後の建築工事につきましては、約4ヶ月ぐらい要するというものでありますし、12月には完成を目指しているということでもあります。また従業員につきましては、1人あるいは2人ぐらいを予定していきたいということでもあります。詳しくは、事務局の方で報告があったとおりでありますので、特に問題がないというぐあいに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>議案第3号 農用地利用集積等促進計画について説明します。</p> <p>八頭町長より令和7年1月31日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。</p> <p>それでは、整理番号1091-1から1174-84について説明します。</p> <p>この度は貸借のみです。</p> <p>鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 221,946 m² (139筆) と既に機構へ集積されている農用地 35,983 m² (19筆) を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。</p> <p>地域の担い手法人5社へ142,997 m² (89筆)、その他14名の個人耕作者へ114,932 m² (73筆) を貸付けするものです。以上です。</p>

議長（会長）	はい、ありがとうございます。それでは審議を行います。整理番号1091-1から1174-84につきまして、審議を行います。これにつきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。明治委員。
明治委員	12ページの1096-6と1097-7なんですけれども、1096-6は貸付人と借受人が同じ住所なんですけれども、それから1097-7は、●●さんが預けて、自分で借りているという形になっているんですけれども、なぜ、こんなことになるのでしょうか。
議長（会長）	はい、事務局お願いします。
事務局	はい、初めに1096-6についてですが、これは同じ家にはなるんですけれども、●●●●さんが農業者年金を受給している関係で、後継者の人に貸借を行うという内容のものになります。1097-7についてですが、これは集落で作業委託等を行っておられる組合みたいなものがあるという事で、機械導入等に補助を受けられる関係で、機構の方に一端農地を全て出しておかなければいけないという事で、出されているという事をお聞きしております。以上です、
議長（会長）	はい、ありがとうございます。明治委員、よろしいでしょうか。
明治委員	はい。
議長（会長）	他にご意見等ある方につきましては、お願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号1091-1から1174-84につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第3号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。 続きまして、日程第6 その他について、事務局より説明願います。

事務局

1. 資料提供

基盤法による農地売買に伴う不動産取得税等の軽減について

2. 情報提供

農業委員会だよりの発行について

3. 全国農業新聞普及強調月間（2月～3月）について

4. 次回の農業委員会開催日時について

次回の農業委員会は3月10日（月）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。

以上です。

議長（会長）

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同

（なし）

議長（会長）

無いようですので、以上で第11回農業委員会を終了します。

終了（15時15分）